

## ケーススタディ

# 融資先死亡と共同相続人からの回収

融資先が個人の場合、当該融資先が死亡すると、相続が開始する(民法882条)。しかし、相続が開始されると、共同相続人間で財産が分断され債権の回収方法が煩瑣になるうえに、資力の乏しい相続人が相続した積極財産を費消してしまうことにより、債権の回収可能性が著しく損なわれることも少なくない(注1)。本稿では、融資先の死亡後に確認すべき事項の確認方法を説明のうえ、融資先が死亡した場合に共同相続人から債権を回収する方法について検討する。

弁護士 増田英次 / 弁護士 木村康紀 / 弁護士 山岡裕明

### ケース

自営業を営む A は資産として自宅兼事業所としての土地及び建物(時価1000万円)及びX銀行に普通預金として800万円を有しており、他方でX銀行から事業用の運転資金として手形貸付により1000万円の融資を受けていたところ(返済期限平成25年6月30日)、平成24年12月31日にAは死亡した。

(遺産分割協議)、平成25年4月1日にAの家業を継ぐこととなるCがAの全ての財産(積極財産及び消極財産を含む)を相続することとまとまった。Aの遺言は存在しない。この場合において、X銀行はAに対する債権1000万円を回収するにあたっての留意点は何か。なお、B、C及びDいずれにも、相続欠格事由はなく、相続廃除の手続も取られていないものとし、B、C及びDはいずれも単純承認により相続しているものとする。

## 1 被相続人の死亡後に確認すべき事項

### 1. 被相続人の死亡の確認

通常、債権者の側は、家族等からの申出を受けて初めて

被相続人が死亡した事実を知ることになるが、その死亡の事実及び時期は、相続人が誰になるかを決定する上で大切

であるばかりでなく、被相続人の債務の確定、被相続人を債務者とする根拠債権の確定時期、根拠債権の確定等にも関係する。

したがって、債権者としては、死亡の事実及び時期は、家族等からの供述を信用するのではなく、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本又は医師の死亡診断書等により確認するべきである。

### 2. 相続人の確認

被相続人の死亡を確認したら、次に、相続人となるべき者を確認する必要がある。

相続の開始により被相続人の一身に専属したものを除き、相続人は被相続人の財産に属した一切の権利・義務を承継する(民法896条)。

相続人となるべき者の範囲は、推定相続人(注2)(民法900条、901条)及び包括受遺者(民法990条)か

ら相続放棄者(民法938条以下)、欠格者(民法891条、892条、893条)を除いた者となる。

債権者としては、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本等により推定相続人を確認のうえ、推定相続人を始めとする関係者から遺言内容、相続の放棄の有無、欠格事由の有無及び廃除の有無等を聴取することによって、相続人を確認することになる。

なお、このような相続人の確認の中で、各相続人がどのような相続方法(単純承認、限定承認又は相続放棄)を選択したかの確認を並行して行うことも重要である(本稿では、紙面の都合から相続方法の選択による権利関係の変化や遺言がある場合の対応についての詳細な説明は省略するが、いずれも、相続の場面では重要なものである)。

### 3. 各相続人の相続分の確認

相続人が確定した場合、さらに、各相続人における相続財産の帰属を確認する必要がある。遺言がある場合は遺言に従うことになるが、遺言がない場合は、民法上の法定相続分(民法900条)に応じて相続財産を相続することとなる。

ここで、留意すべき点は、財産の種類によって帰属の形態が異なるという点である。積極財産は、遺言がない限り、相続開始によって相続人の共有となり(民法898条)(注3)、遺産分割(民法906条)が行われるまで各共同相続人は積極財産に対してその相続分に依りて被相続人の権利義務を承継することとなる(民法899条)。

ただし、預金債権など金銭債権のような可分債権については、相続開始によって法律

上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に依りて承継されると解されている(注4)。

他方、消極財産については、積極財産がどのように分割されたかに関係なく、各相続人がその法定の割合によって、しかも各自連帯することなく、分割して承継されることとなる(注5)。

### 4. 本件ケースにおける相続人の確定及び相続分

本件ケースについて見ると、特段問題なく、相続人は、配偶者であるB、子であるC及びDとなる。

また、各人の法定相続分は、Bは、2分の1、C及びDは、4分の1ずつとなる。したがって、B、C及びDは、それぞれ預金債権800万円につき400万円、200万円、200万円を、貸金返還債務につき500万円、250万円、